

第 44 回大阪府人権施策推進審議会 議事概要

(開催要領)

日時：令和 5 年 6 月 26 日（月）午後 1 時から 3 時まで

場所：大阪府咲州庁舎 41 階共用会議室 8

（ウェブ会議併用）

出席委員：（会場出席） 小野委員

（ウェブ出席）大槻委員、億委員、勝山委員、志水委員、千代松委員、内藤委員、山野委員

（計 8 名）

(議事次第)

1. 開会
2. 議題 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の改正について
3. 閉会

(議事録概要)【◎：会長の発言 ○：委員の発言 ●：事務局等の説明、応答等】

●事務局

それでは私の方から資料 1・2 を基に事務局で検討しております条例改正の方向性について説明をさせていただきます。資料の説明に入らせていただく前に、なぜ今回条例改正を行うこととしているのか、改正に向けた検討の背景を少しご説明させていただきます。インターネット上の人権侵害情報への対応は発信者の匿名性、情報の拡散性、消去の困難性といったインターネットの特性を踏まえると、基本的には国の全国統一的に処理すべきものとして、令和 3 年 7 月に知事がプロバイダ責任制限法の改正のほか、表現の自由の制限のあり方や、具体的な対応策の検討、協議するための人権救済機関としての第三者機関を設置することなどについて、国の方に提案したところでございます。

こうした中、国の動きとしては、プロバイダ責任制限法を改正し、発信者情報の開示について、非訟手続きの創設や刑法を改正し、侮辱罪の法定刑の見直しといった対策を行っていますが、被害者にとっては必ずしも十分な状況ではない中で、自治体としてできることはないかということで、令和 4 年に大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例が、議員提案により可決したところでございます。

参考資料の 1、インターネット条例をご覧ください。裏面になりますけれども、この条例には、附則に「知事は、この条例の施行後 1 年を目途として、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策等について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。」との規定がございます。この規定により、令和 4 年に有識者会議を立ち上げ、1 年間の議論を経て、被害者支援等に関する実効性のある施策等について、論点を抽出していただき、今年 3 月に公表をさせていただいたところです。それが前回の本審議会において報告をいたしました参考資料 5、「有識者会議の取りまとめ」の方になります。大阪府においては、この有識者の意見をふまえ今後削除要請の対象とされる情報を拡充することや、行為者への助言・説示といった施策を実施することとしておりますが、これらの施策を実施するにあたっては、その根拠を明確にすることが適切であるという考え方のもと、現行条例の条文に人権侵害情報への対応に関わる規定の追加などを検討しており、9 月定例府議会に条例改正案を提案できるよう、現在準備を進めております。

本日の審議会ではこの条例改正を検討している項目について、条文に追加するにあたっての課題や、これらの施策を実施するにあたっての留意点などにつきまして、委員の皆様にご意見をいただきたいと考えておるところ

でございます。

それでは、諮問についてご説明いたします。説明は資料に基づき、必要に応じて、添付の参考資料を適宜確認いただきながらと思います。

資料1、諮問書をご覧ください。表紙をめくっていただき、中段辺りの「3 条例改正の方針案」のところになります。今回の改正のポイントとしては大きく5つになります。

まず、(1)、プロバイダ事業者等への削除要請等でございます。

これは、インターネット上に人権侵害情報が記載された場合に、プロバイダ事業者等に対して削除を要請するというものでございます。この削除要請については、これまで人権局においては、ネット上でいわゆる同和地区の摘示に該当する情報やヘイトスピーチに該当する情報に対して、法務局やプロバイダ事業者に削除要請を行っているところでございます。現在の人権侵害情報の削除状況としましては、参考資料6に「削除要請等の実施状況」を、お示しをさせていただいております。詳細についての説明は割愛させていただきますが、後ほど参考にさせていただければと思います。こちらに記載の通り、残念ながら全ての人権侵害情報の削除には至っていないといった状況でございます。

また、インターネット上の差別的言動は様々な分野に及ぶ、といった状況を踏まえ、府としては、諮問書の(1)の1つ目の○のところにあります通り、現在行っている同和問題やヘイトスピーチに関する部分に加え、他の人権侵害に関するものについては、削除要請の対象とすること。

さらに、団体、地域に対する情報だけでなく、特定の個人に対する情報についても対象とすることとしております。

このように削除要請の対象を拡充するにあたりましては、条例に根拠を規定することが適切であるという考え方のもとで、今回の条文に規定を追加したいと考えております。

なお、実施に当たりましては、被害者が削除要請を行っても、当該情報の削除や流通防止等の措置がなされず、被害者が府に対応を求める場合であって、その情報が明らかに差別的言動等であると認められるときなどに行うことにしたいと考えております。(1)の3つ目の○のところですが、誹謗中傷に関する情報に関しましては、違法性の判断に課題があることから、今回の改正では対象には含めないこととし、不当な差別的言動等対象に削除を行っていくこととしております。ただし、特定個人に対する誹謗中傷については今年度設置いたします、インターネット専門の相談窓口において支援いたしますとともに、本窓口等での相談事例の分析や問題点等を整理し、引き続き検討課題としていきたいと考えております。

次に(2)、行為者への助言及び説示になります。被害者や府による削除要請を行ってもなお不当な差別的言動等の削除がなされず、被害者が府に対応を求める場合で、当該不当な差別的言動等の行為者が明らかであると認めるときに、行為者に対して差別的言動等の削除に向けた助言及び説示を行うこととしております。こちらにつきましても、先ほど(1)でご説明をさせていただきました、プロバイダ事業者等への削除要請と同様、条例に根拠を規定することが適切であるとして、今回追加したいと考えております。この行為者への対応については、不当な差別的言動等の情報の発信を続ける者に対して、被害の拡大を防止するために、大阪府としてもう一步踏み込んだ対応ができないかと考えたものでございます。表現の自由を阻害する恐れがあるといった問題がありますことから、行為者に対し、一定の義務を課すといったような対応は難しいと考えており、行政指導の範囲にはなりますが、行政としてできうる対応を行ってまいりたいと考えておるところでございます。なお、参考までにここでいう説示についてですが、法務省の用語解説によりますと、「相手方に対してその反省を促し、善処を求めるため事理を説示すること」と解説されております。

次に助言や説示とは具体的にどういったことをするのかというところですが、右のページにあります通り、具体的には、行為者に対し助言として人権侵害情報を削除するための適切な手続きを助言すること、それから、説

示としましては、人権侵害情報の削除を求めることをごさいます、削除へ向けた協力をお願いをしていくということを想定しております。

以上が、人権侵害情報への具体的な対応である(1)、並びに(2)のご説明となりますが、これらの項目につきましては、本日の審議会におきましては、削除要請をする対象の拡充や行為者への助言・説示に関しまして、条文に規定するにあたっての課題や留意点等についてご意見をいただきたいと思っております。

続きまして、(3)、大阪府人権施策推進審議会への諮問でございます。インターネット上の人権侵害の解消施策について、より適切かつ効果的に実施するため、大阪府人権施策推進審議会に、意見を聴くこととして、条文に規定を追加したいと考えております。ここで参考資料2、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」をご覧ください。本条例第6条第1項では、「審議会は人権施策の推進に関し、知事の諮問に応じて意見を述べることができる。」とされております。昨年度の有識者会議の中では、先ほどの削除要請や助言・説示を行うにあたっての基本的な考え方ははじめ、この課題に取り組むために実施する、府の施策の検証等については、有識者にご意見をいただくこととされた一方、会議のあり方などについては具体的にお示しがありませんでした。このため、大阪府としましては、インターネット上の人権侵害への対応として実施する施策に関しましては、大阪府人権施策推進審議会の担当事務に合致するものであり、当審議会に諮問することが適当であるとして考えておるところでございます。

なお、審議会に伺う事項としましては、こちらにお示ししております3点です。この3点については、先ほど申し上げました通り、昨年有識者会議の中で、有識者に意見を聞くこととして、示された事項となります。

まず一番上の点、削除要請等や行為者への助言及び説示を行うにあたって、その対象となる情報の設定等の基本的な考え方です。こちらは削除要請をするにあたってはどういった基準で行うのかということが重要となりますが、行政だけでこうした基準を設定することとした場合、公正性を損なうといった懸念があるため、審議会においてご意見をいただくのが適切であると考えております。

2つ目ですが、インターネット上の人権侵害の解消に向けた施策の検証や、有識者会議において引き続き検討課題とされた事項等の新たな取り組みに関することです。ここでいう検討課題とされた事項とは、例えば先ほど申し上げましたような誹謗中傷への対応などを想定しているものでございますが、今後の施策検証により必要となる新たな取り組みに関するにつきましても、審議会のご意見をいただきたいと考えております。

3つ目は、インターネット上の人権侵害に起因する社会的影響が大きい事象が生じた場合、被害の拡大防止に向けて、府民への啓発ですとか、適切な被害者支援など府としての対応のあり方についても審議会でのご意見を伺いたいと考えています。この社会的影響が大きい事象については、令和2年に起こった事件になりますが、テレビ番組に出演されていたプロレスラーの方が、インターネット上の誹謗中傷で深く傷つけられ自死されたという痛ましい事件があり、インターネット上の人権侵害として、当時大きな社会問題になりました。府としては、こうした事象を想定しておるところでございます。

以上が(3)にあります、大阪府人権施策推進審議会への諮問として、規定の追加を検討している項目になります。

なお、次の2つ目の○に記載しております内容は、条例に係る事項ではなく、審議会規則の改正に関する部分であり、実際に会議を運営するにあたって検討している内容となります。インターネット上の人権侵害情報への対応については、インターネットの特性であります、拡散性や匿名性といった特性を踏まえ、専門性・迅速性が求められる課題であるということから、大阪府としては、より専門的かつ機動的に対応できるようにしたいと考えております。そのため本審議会にインターネット上の人権侵害に精通する少数の委員、3名程度を想定しておりますけれども、この少数の委員で構成する部会を現在の審議会に設置し、この部会において審議することを検討しております。今申し上げました通り、今後インターネット上の人権侵害への対応として実施を予定しております削除要請などの基本的な考え方については、この審議会の部会でご審議いただき、それに基づいて

府として今後対応してまいりたいと考えております。(3)の人権施策推進審議会への諮問に関する説明は以上となりますが、本項目につきましては、部会の設置や部会委員の選定にあたっての課題や留意点のほか、審議会へ意見を聞く内容など、幅広く委員の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

次に(4)の不当な差別的言動等の定義です。今回、削除要請等の規定を置くにあたりまして、その対象となる情報を明確にするために定義をするものでございます。なお、規定にあたりましては、憲法14条や大阪府人権尊重の社会づくり条例の前文の規定を参考とするほか、他県の条文を参考にしております。

ここで、参考資料4の「条例改正検討項目の他県条例等における規定例」をご覧ください。資料の下にページ番号を付番しておりますので、5ページをご覧ください。上から憲法の条文、法務省の処理要領の条文、以下、他県条例の条文になりますが、今回、不当な差別的言動を定義するにあたりましては、これらの規定を参考するとともに、今日的な課題である国籍、性的指向、性自認、その他の事由を理由とした不当な区別、排除についても不当な差別的言動として定義づけたいと考えております。具体的には、最後の○のところに記載しておりますように、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障がい、疾病その他の事由を理由とした不当な区別、排除にかかる情報等として規定していきたいと考えております。

最後になりますが、(5)の事業者の責務についてです。この事業者の責務規定は、大阪府の他の人権条例には規定がありますが、現行のインターネット条例にはこの事業者の責務規定はありません。このため、今回の条例改正を機に条文に規定を追加したいと考えております。この趣旨としましては、インターネット上の人権侵害の防止というのは、府民だけでなく、事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠であるということでございます。このため、インターネットリテラシーの向上に努めていただくことや、府が実施いたします施策にご協力いただくことなどについて、事業者の責務として規定をしたいと考えております。なお、今ご説明をさせていただきました、(4)不当な差別的言動等の定義並びに(5)の事業者の責務の項目につきましては、今後、府が実施してまいります、削除要請の拡充や助言・説示などの施策を実施するにあたり、関連する内容について規定を整備するというものでございますが、こちらの項目についても、条文に規定するにあたり留意すべき点などについて、委員の皆様にご意見をいただきたいと考えております。

諮問書のご説明としましては以上となりますが、次に資料2の「今後の予定」をご覧ください。今後の条例改正に向けたスケジュールとなります。

まず、本日の審議会並びに7月に開催を予定させていただいております審議会では、下の四角囲みの中に記載しております通り、条例改正を検討している項目について、規定にあたっての課題や施策実施に対しての留意点についてご審議をいただきたいと考えております。この後、8月にはパブリックコメントを約1ヶ月間実施しました後、9月定例府議会上に条例改正案を提出させていただきたいと考えております。なお、このスケジュールにあります通り、次回7月の審議会までは間が短くなっているところでございますが、この点につきましては、先ほど諮問書にてご説明させていただいた5つの項目、この項目に関しましては、昨年、有識者会議の中で1年をかけて議論をしていただき、論点を抽出し、絞り込んだ上での項目ということでございますので、このスケジュールとさせていただきます。

最後になりますが、先ほど諮問書の(3)で説明いたしました審議会の部会、こちらにつきましては、本審議会の運営に関することとなりますので、この改正条例案が可決成立しました場合、改めて本審議会を開催させていただき、詳細についてお話ししたいと考えております。私からの説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

◎会長

丁寧の説明をしていただきました。かなり細かい点も入ってございましたので、5つの項目があったわけですね

れども、今日の審議会における論点をもう1回ちょっと確認してその後皆様からご意見をいただきたいと思いません。

まず事務局の説明の通り、(1)、プロバイダ事業者、法務省への削除要請の拡充、あるいは(2)の差別的言動等への発言者への助言・説示といった人権侵害情報の対応に関しては、今回の条例改正に本当に一番重要なポイントとなるわけですが、これらにつきましては昨年度設置された有識者会議において、1年間の議論を経て取りまとめられた意見を基にして、今後これらの施策に取り組むにあたり、条例に根拠を置く、条例に根拠となる規定を置くということになるわけでございます。このため(1)の削除要請の拡充や、(2)の行為者への助言・説示の項目に関しては、条例に規定するにあたっての課題及び留意点等について皆様からご意見をいただけたらということになるわけです。続いて、(3)の大阪府人権施策推進審議会への諮問に関しては、昨年度の有識者会議の中では先ほどの削除要請や助言・説示を行うにあたっての基本的考え方等をはじめ、この課題に取り組む府の施策の検証等について有識者に意見を聞くこととされましたけれども、具体的な会議のあり方などについては特に示されていないというわけでございます。

これを受け、府の方では人権施策推進審議会へ諮問をすることを改正条例に規定すること。また、これは条例事項ではありませんけれども、審議会規則の改正になりますが、インターネット上の人権侵害情報への対応という専門性、迅速性が求められる課題であることから本審議会に部会を設置し、部会で審議していただくことを検討されているということでもございました。このため事務局の方からは、この(3)の人権施策推進審議会への諮問に関しては、この部会の設置や、部会委員選定にあたっての課題、留意点のほか、審議会への意見を聞く内容など、幅広く委員の皆様からの意見をいただきたいというわけでもございました。

最後に(4)の不当な差別的言動の定義、あるいは(5)の事業者の責務については、今回府が実施することとしている、人権侵害情報への対応をするにあたって、関連する規定を整備するとのことですが、これらの項目についても規定するにあたり注意すべき点などについてご意見をいただけたらというふうに考えております。

この5点ございますのでちょっとこの後の進め方ですが、審議を円滑に進めていくためにこの5点をちょっと3つに区切りまして、(1)と(2)を1つのパーツ、(3)を1つのパーツ、それから(4)と(5)を1つのパーツと区切りまして、その順で意見を皆様からいただきたいと思えます。つまりこの後、(1)と(2)、これを合わせてご意見をまずいただけたらということです。その後(3)を考えると、そういう順番で進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

それでは先ほど説明がありました(1)及び(2)についてですね、プロバイダ事業者等への削除要請等について、あるいは行為者への情報及び説示について、皆様の方からご意見、ご質問でも構いませんので、ありましたらまず挙手していただいて、私の方で指名させていただきますので、ご発言をお願いしたいと思います。それではよろしくお願いたします。

○委員

基本的なことを最初に教えていただけたらなと思ったのですが、この議論に入る前の話かもしれません。削除要請をしても、なかなか削除されていないということが、ご報告と件数もさつき見せていただきました。大阪府としてなぜ削除されないのかとか、ここら辺の課題をどういうふうに捉えておられるのかを事前に教えていただけたらと思いました。

●事務局

我々としましては、これまでからいわゆる同和地区の摘示であるとかヘイトスピーチ、明らかな差別事象につきまして、これまで法務省の依命通知であるとか、全国人権同和行政促進協議会におきます一定の基準、こうい

うことに基づいて削除要請をしてきたところでございますが、やはりプロバイダ等、特に外国のプロバイダ等はやはりポリシーが、例えば同和地区についての考え方が少し異なる日本の歴史的なことを十分理解していただけてないのかなと私どもは分析していますけども、そういうところで削除が進まない、というところはあると思いますが、昨年 YouTube がポリシーの 1 つであるカーストに違反するというで大量に同和地区の歴史に関するページを削除した、という事もありましたので、徐々にこの辺は法務省もプロバイダと情報交換等をされて、進んでいくのではないかと、というふうに考えております。

◎会長

ですから一気に進むというよりはそういう理解をしっかりとさせていただきながら進んでいくというそういう形での取り組みだというようなご発言でありました。他にはいかがでしょうか、皆さんの方から。

○委員

本当に基本的なことを確認させていただきたいのですけれども、削除要請を行う場合に、資料の方ですと人権侵害情報を削除というふうになっています。明らかな差別表現について削除要請するということがよろしいですか。判断は何か審査会等を設けているということでしたか。明らかな人権侵害なのだという判断の手続きのところを教えていただきたいということ。これが 1 点です。

それから、この差別的表現というのは個人を特定する表現なのか、それとも、個人を特定しない一般的な社会に向けての差別的表現なのか、どちらを対象にするものなのかということも教えていただきたいということ。

あともう 1 点、ご説明の中に、誹謗中傷表現の方が違法性の判断が難しいので、今回は差別的表現を対象にするとお考えだということですが、一般的には逆に差別的表現の方が、どこが、何が不当な差別表現なのかという判断が難しいというような傾向もあるかと思えます。この点、誹謗中傷と差別的表現の違法性または不当性の判断がどのように違って、今回、差別的表現のみを対象にされるのかをもう少し具体的に教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

◎会長

ありがとうございます。いきなりそのあたり議論を含めてということになると思いますがまずは事務局の方からの応答をお願いしたいと思います。

1 点目が、明らかな人権侵害というあたりの判断をどのような形でしていくのかということ、それから差別ということに関して個人を特定するのか特にそれもそこまではいわずに、もう少し違う形でのものとして考えていくのか。あと 3 点目が先ほどご説明にありましたけれども、まずはこの差別ということについての削除要請等ということになるのでしょうかけれども、それに対して誹謗中傷の方は、今回は、言い方は悪いですけど含まないということになってしまうわけですが、そのあたり誹謗中傷の方が難しいという話で説明があったということに対して、差別の方が実は難しいのではないかとのご意見を委員から出されたということになるわけですね。そのあたりについてまず事務局の方から応答をお願いできればと思いますのでよろしくお願いいたします。

●事務局

先ほどのご質問の回答と少し重複する部分はあるのですが、先ほども説明しましたように、法務局への削除要請、いわゆる同和地区の摘示やヘイトスピーチは不当な差別的言動であることが、我々としても明らかであると。そういう根拠、法務省の依命通知であるとか、そういうものを根拠にしまして、明らかであるものについてやってきました。今回の地区の摘示等以外にも対象を広げるということを決定しておりますけれども、これまで

どおり、不当な差別であると、これにつきまして明らかであるということ判断できるものについてやはり対象としていきたいということでございます。

3つまとめてお答えいたしますけれども、具体的には今後改正条例を踏まえまして、基本的な考え方について審議会の意見を聞きながら、今後整理していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎会長

今のご説明ですと、これまでの取り組みとしては、主に地区のお話が出ましたけれども、そういう中での明らかな人権侵害ということで認められてきたもの。基本的にはまずそこで考えていくと、さらに委員の方からご指摘のあたりの問題ですね、誹謗中傷あるいは差別の線の引き方ですとかその意味合いですとかについては、今後検討していきたいということございました。ですから今の段階で言いますとまずこういう方向を出して中身の方については今後検討していきたいと思うということでございますけれども、いかがでしょうか。

◎委員

ご説明かなりよくわかったのですが、個人を特定する表現を対象にするのか、社会全体をとるか、集団的なものなのかという点と、おそらく人権侵害というものの判断というのは非常に難しいところはあると思います。定義をどこまで具体化しても本当に不当なのかどうかは個々個別に判断をすることになると思いますので、その際に何らかの審査機関などを、手続きの中に加えるのかどうかという点。先ほどの2点もお伺いしましたので、それについてもお答えいただければ幸いに存じます。

◎会長

今、審査的な会議といいますか、これはこの後ですね、出てくると思われるその部会とはまたちょっと違う意味でしょうか、それとは違った形でこれ用のものを考えているかどうかというそういうご質問ですか。

◎委員

そうです。個々の実際の表現行為が府の方に通知がされた場合に個別に表現について検討されると思いますが、そういう具体的なケースについての対応のことです。

●事務局

個人か集団かということにつきましては今後基本的な考え方のところでまとめたいなと思っています。それからの1つ1つのケースにつきましては、審査機関を作ってやるのかどうかということにつきましては、現時点で我々が考えていますのは、インターネットの削除というのは非常に迅速性が求められますので、1件1件のケースということに議論していくと、かなり削除までに時間がかかってしまうということを考えておりますので、基本的な考え方を審議会でまとめていただいて、それに基づいてやっていくということは今考えておまして、ケースごとに1つずつ審議していきながらということは、今のところは考えていないというところでございます。

◎委員

誹謗中傷の件ですが、お話の中で今回は対象に含めずというのは、理解はしているのですけれども、文脈の中で、不当な差別的言動と、誹謗中傷というものが渾然一体としていることも非常に多いと思われるのですね。むしろ誹謗中傷は対象にしないということはそのあんまりオープンにははいけないってことはないかもしれないですけど、反対解釈がとてもしも、「A」と言うなら「Aでなければいい」というようなところは、非常に

見受けられます。渾然一体としている場合もありますし、違法性の判断に課題があると言いつつも、例えば侮辱罪というものは、刑法でもあるのでそれは人の社会的評価を下げるものっていう、それはもう一応その構成要件としても明確にあるわけですね。ですので、それは構わないのかというような、敵に塩を送るような話にしないようにしてほしいというのがあります。それをどういうふうに条例が改正されていくのか具体的によくわかりませんが、そもそもこの条例、タイトルがインターネット上の誹謗中傷と書いてあるから、誹謗中傷は今回含めませんなんていうことは、できれば言わずに、色んなインターネット上の事象の中で、まず差別的言動をターゲットにしていけます、もちろんそこに誹謗中傷も含まれているならばそれは見過ごしません的なアピールは欲しい、これはお願いなのかなと思いますが、そういう問題意識はあるということでお伝えしたいと思いました。以上です。

◎会長

よくわかるご意見です。このあたりはむしろご意見として何うということでしょうか。わかりやすいご意見だったと思いますので、今後どうするかは検討させていただくということをお願いいたします。続いていらっしゃいますでしょうか。

○委員

私は教育学が専門なので、この領域は勉強しているつもりで今日も参加させていただいています。今までの議論とも似ていると思うのですが、2番のところで、行為者への助言及び説教ですか。例えばですね、教育の領域ですと、大きな問題になってきたことにいじめ問題というのがありまして、いろんな痛ましい事件が生じたりしたので、今日的な教育界の常識ではいじめというのは、いじめられた側がいじめと認識すると、いじめであるとなっていると思います。より一般的に言うと、被害者、加害者というような言葉を使うとすると、被害者が被害を受けましたと。であるならば、行為をした人は加害者として、ほぼ自動的に続いて、そこから問題の解決が図られていくというような進め方がされていると思います。

それで考えると、今回の今、(1)、(2)番を見ているわけですが、ここで言う行為者というのは簡単に言うと加害者ですよね。その加害者への対応が助言と説教であると。アドバイスとやや強いアドバイスであるということになっていますが、この文章は、私はぱっと見たとき、それがちょっと弱すぎるのではないかなと。もちろん行政が責任持ってやることですし、背景には法律というものがあって、そこで厳密に検討していくのでは、言ったら素人の意見になりますけれども、先ほど審査機関あるいは外部機関的なものを設定しますかというご質問があったと思います。それに対しては、緊急性を要するので、1つ1つ、白か黒かを言うのはなかなか難しいので、全体的な方針を示して、そのもとで対応するっていうようなおっしゃりをされたと思いますが、しかし、白か黒かっていうのは1つ1つの事象を極めないと言えないじゃないですか。全体的にファジーなわけで、その背景がどうなのかっていうのは、やはり、しかるべき機関でしかるべき審査をしないと、言えないと思うんですよね。それはやっぱり外部機関みたいな言い方になるのかなと思いますけれども。本当にこの問題に対処しようとするのであれば、そのあたりは私の観点からすると不可欠といいますか。なければいけないのではないかなと。シンプルに思うんですけども、いかがでしょうか。

◎会長

ありがとうございます。基本にご意見なんですけれども、先ほどから出ているところにそこも関わらせてというご発言もありましたので、このあたりの方向性あるいは考え方について何かありましたら事務局の方から、出していただければと思います。いかがでしょうか。

●事務局

委員からご意見いただいた点につきましては、昨年度の有識者会議でも委員の方々から意見があったところがございます。説示・助言について、緩いのではないかというご意見だったんですけども、やはり行政としましてはこの表現の自由との関係もありまして、どこまで踏み込んだ対応ができるかというところが昨年度の有識者会議での議論なんですけれども、今提案させていただいておりますがこの説示・助言というところで、いずれにしてもその法律上の規制ができない中で、それを越えた条例ができないということになっておりますので、あくまでもこの行政指導は関与の度合いといたしまして助言・説示というところでしていこうと。有識者会議では行政の介入としては慎重であるべきとの意見が多かったことを踏まえて助言・説示という表現にとどめております。

今後相談事例の分析ですとか実際に説示等を行った上での効果検証等について審議会で御審議いただいて、今後の検討課題にしていきたいと考えております。白黒はつきりというところもあるんですけども、これも法解釈の問題とか表現の自由の関係、あとは時間的な関係で、スピード感が求められるというところがありますので、そこはまずベースとなる考え方、審議会で決めていただいて、それに基づいて、誰が見てもクロであるものについて、対処させていただけたらと考えており、まずはそこから始めさせていただきたいというのが事務局の考えでございます。

○委員

だいたいそのようにおっしゃるかなど。

あえて素直な気持ちを述べさせていただきました。ありがとうございます。

◎会長

ぜひそのあたりの問題意識として糺していければと思います。ありがとうございます。

○委員

泉佐野市では3月議会で、「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を改正いたしました。この条例につきましては、1993年に大阪府内で初めて差別撤廃をうたった条例として全国的にも大注目を浴びましたけれども、制定後30年が経過した中、人権を取り巻く状況の変化や、とりわけ今回テーマにもなっておりますインターネット上での人権侵害など新たな問題が生じているということから、条例改正に至ったところであります。本当に多くの市民の方々から、1万人を超えるような署名が集まって、条例改正に向けての力強い後押しをいただきました。泉佐野市におきましても、インターネット上で、地区を特定するような差別事象が発生しました。プロバイダに早急な削除をお願いしてきたというところがございましたけれども、なかなか迅速な対応をしていただけないという、本当にもどかしさを感じましたし、今なお、そういう差別事象があるという、本当の憤りを何度もこれまで経験をしてきました。

そうした中で今回の改正では、どこまで踏み込めるかという点がございますが、一步踏み込んでいただいていると強く感じておりますので、私といたしましては評価をいたしておりますし、この改正につきまして賛同させていただいているところでもございます。これは意見でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎会長

ありがとうございます。そうですね、市町村の方がいろいろやっていることもありますが、ぜひそのあたりの知恵も出していただけてよりよいものにしていきたいと思っております。ご意見いただきましてありがとうございます。

した。

○委員

私もこの分野の専門ではないので詳しくはないのですが、これまでは同和問題やヘイトスピーチに関して、対応してきたものをさらに範囲を拡大して対応するということですね。事例として女子プロレスラーの方の自死の問題が挙げられていましたので、そうした事例も含めて考えると、今の SNS を中心に、誰かを自死させるぐらいまで追い込むような言葉が特定の人に集中するということが起きています。1 人や少数の人に大量の文章が送りつけられるという量的に非常に非対照的な関係性が見られます。

また、加害者というのかわかりませんが、プロバイダに差し止めを要請するために、その加害する側の人たちをある程度特定できればよいのですが不特定多数の人たちが SNS 上に書き込んでしまうという状況が起きたときに、本人たちには加害者性が薄いことも考えられると思います。こういった状況も想定しての今回の条例改正になるのかをお伺いさせていただきます。

●事務局

先ほど事務局の方からも説明させていただいた社会的影響が大きい事象にも該当することかと思っております。昨年度の有識者会議でもそうした量的なことについて、内容が不当な差別的なものという重たいものもあればそこまで至らなくとも数が多い場合も 1 つ考慮されると思います。その場合、加害者の特定がより困難なのかなと思うんですけども、社会的な影響が大きいものにつきましても、この審議会の方でご検討いただいて、どういった対応をするのがいいのかというところを考えていきたいと思っております。

○委員

いわゆる炎上する案件に関しては、一応今回の条例改正で射程には入れるけれども、具体的にどうするかはまだこれからの課題であるということによろしいでしょうか。

●事務局

そうです。

◎会長

皆さんありがとうございました。おそらく考えていくと、まだ出てくるとは思いますがすいませんちょっと区切りながら進めたいのでまた後ほどご確認がありましたら出していただいて結構です。まずは今最初の 1 パートですね、(1)、(2)についてのご意見としていろいろ出していただきましてありがとうございました。ちょっとあと 2 つありますので少し先に進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それで先ほどの進め方で示した通り今度は(3)の部分です。(3)の部分について皆さんからご意見いただいていたいたいですけれども、(3)につきましては大阪府人権施策推進審議会への諮問というふうな形になっていて、最終的にこちらの方にいわゆる少数の委員で構成する部会を設置するという、そういう案まで提案されておりますので、このあたりにつきましては、皆さんからのご意見ご質問等ありましたら、出していただければいいかと思っておりますので、この(3)についてよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員

専門的な内容であるので、部会を作って詰めて検討されるというプロセスは賛成ではあるんですが、そのとき

のご説明でその部会の結論をそのまま審議会の結論とするというふうにおっしゃっていたかと思ひまして。なぜそうするのかというと、この資料にありますように、インターネットの特性を踏まえ迅速な検討を必要とするからなのだとこのところなのかと思ひます。

この点については、部会を設けて詰めて専門的に検討されるプロセスがあり、もう1つその後審議会全体でまた少し意見を聞いて、最終的に結論を出すというプロセスが望ましいというふうに思ひておりまして、迅速な検討を必要とするから全体会議は設けないのだということになりますとこれはおそらくインターネットの特性を踏まえて確かに迅速に対応しなければならないんですが、それは、差別表現等が発見されたときに迅速に対応するという、個別ケースについてはそうなんですが、審議については、これは別の問題かというふうにも思ひまして。この点について専門的な部会を設けつつ、最終的に広く委員の意見を聞くというプロセスを加えてもいいのかなというふうに思ひております。

◎会長

会議の運営など及びその決定の仕方ですね、特にね。それについてということですけども、こちらの方は事務局から今の時点で何か応答ございますか。

●事務局

また最終的には議会で無事条例改正がされて改正案が成立した後に開かせていただく予定で、この本審議会の方でご議論をいただきたいのですが、今事務局で考えておりますところでは、先ほど迅速性というふうにいただいて、そこがわかりにくいのかなという感じはしましたが、その後に条例が可決されて改正条例施行後に、こういった基本的な考え方をご議論いただく中で、できましたらそういう準備期間ですとか府民の皆様への周知期間を合わせて例えばですが、新年度令和6年4月からその部分だけ施行するとした場合でも、5ヶ月ぐらいしか期間がありませんのでその間に3つの議論をしていただくには、やはり部会の方が効率的・効果的ではというふうに考えております。秋の審議会の方でまたご議論いただきたいのですが、最終的に部会で決まったことを本会議の方できちんと部会長の方から報告をいただくとか、そういった手続きについては、きちっと整備させていただいた上で、また改めてご相談させていただければと思ひております。

◎会長

今のところまず1回形を作ってその上で検討しながら進めて、中身は今後詰めていきたいというところですが、最終的にその決定の仕方、あるいは本当はこの審議会自体がどうになっているかも結構大きいところですので、この秋にかけて慎重に検討すべきところだというふうに承りました。

○委員

私は部会を設けること自体はとても望ましいと思ひております。ただその後全体にかけるというプロセスは、やはり定義等々、難しいところがありますので差別的表現についてもいろんな意見があるかというふうに思ひまして、個人的な意見としては、全体の意見を聞いて最終取りまとめというのが、より望ましいと思ひております。

◎会長

その辺り、審議会をどのような形に持っていくかということも含めてのご発言だと思いますので、ありがとうございます。まずはご意見として賜りましてありがとうございます。他に、他の委員の方の皆様からございますか。

○委員

先ほどから議論があった、この部会はどんな役割をするのかというところを決めていくのもこれからというふうに捉えていいでしょうか。

もしそうだったとしたら、今すぐじゃなくとも、私も子供のことを担当しているので、一番初めにも質問させてもらったのも、要請しても、効果があるのかと、数字的に見て思ったので、何らかもうちょっと踏み込めないのかなと。そうすると、この部会の性格に、学校でのいじめが起きたときの委員会のような役割を持たせるのか今すぐじゃなくても、とりあえず動かしていくということが大事かもしれないですが、でも自死の数も皆さんご承知のように、児童生徒でも100人規模で増えているということを考えると、見えないところでの影響、SNSの影響だとかここに該当しないくらいのことだとは思いますが、何かこう警鐘を鳴らしていく1つにはなるのではないかなというふうに思って、先だってはこの部会っていうものに1つ1つの事象を、判断するところまで付加するのか、どこまでこの部会に求めていくのかってというのは、今後話が詰めていけたらいいかなと感じました。

◎会長

今先生の方から、本当に現場の非常に大変な状況のことについてもちょっと言及ありましたけれども、今のこの段階でその辺りをどこまでやっているかということがおそらく審議会の方で求められていることだと思えますのでぜひ皆さんの方からそのあたりについてもご意見があればということです。

まずはご意見ということでよろしいですか今のあたりについては。

○委員

今すぐは難しいのかなとは思っています。

◎会長

そういう課題がやっぱり検討できる場になるかどうか、ご提案ということで賜りました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○委員

今の繋がりですけど、事務局の方にちょっとお伺いしたいのが、我々人権施策推進審議会ですか。10人ぐらいおられますかね。メンバーが。その中に3人ぐらいからなる、より機動的に問題対応できる部会を作りたいというご提案かと思うのですが、ちょっとよくわからないのはその3人が何をやるのかと。何が期待されているのか。先ほど委員がおっしゃったことと関連しますが、そもそもこの3人で、どんな仕事をする想定されているのか、わかる範囲でちょっとお聞かせいただければなと感じました。

●事務局

資料1の(3)ですね。1つ目の○、2つ目の○の下にあります3点が主な役割として、審議いただきたいこととなっております。

1つ目が先ほどから申しております、先ほどの(1)(2)をするにあたっての基本的な考え方を整理いただくことで、とか、あといわゆるPDCAのCの部分ですね、施策の検証ですとか、それから先ほどもご意見ございました通り今後の新たな取り組み、今までの実績等への意見をいただいた上での新たな取り組みに関することですか、社会的な影響が大きい事象が生じた場合の対応のあり方等について、ご検討いただきたいと考えております。人権審につきましてもは人権課題の様々な分野のご専門の方として、12名の委員の方に就任いただいております。

が、この人権審でこういった審議をいただくといった場合に、インターネットの関連の専門家の方等を新たに委員に加わっていただくということも併せて検討しております。そのため人数が増えることも想定して、検討しているところでございます。

○委員

そうするとイメージとしてはですね、インターネットに関する事柄を大所高所から論じていく、決めていくっていうイメージなんですか。逆に言うと、インターネットを媒介とするいじめ事件とか差別事件が生じて、それを専門的迅速に対応する。そういうことは、ここでは期待されないっていうことですよ。

●事務局

基本的な考え方を審議いただいて、個別事案については今後の検討課題といたしますか、迅速性には厳しいところが想定されますので、今のところの考え方としてはそういった役割をお願いしたいと考えております。

◎会長

いろいろ聞いていくと、なかなかこう制限とか限界性っていうのは感じられるところですけど、その中でじゃあどこができるかという、そういうストーリーになっている状況です。

○委員

今の会話でだいたい感じがつかめたのですけれども、私もどういう人たちを想定しているのかお伺いしたいと考えていました。法律関係などかなり専門性が必要なのではないかという印象を持っていましたが、外部からインターネットの専門家を加えることも想定されるという話ですので、基本的にはその専門的な知識を持った方々で部会を構成されるのだらうと、先ほどのやりとりで納得しました。

◎会長

ありがとうございます。そうですね、私自身がちゃんと確認しながら進んでいくところだと思います。そういうご意見があったらまたぜひ言っていただきたいのと、今のお話の中でやはり個別のところはどうしても残ってくるのでそのあたりはどうなっていくんだろう。これはどこで考えていくのかっていうことが、この審議会なのかあるいは…、その全体像が何かちょっと見えてないので難しいところですね。これ以降をまた整理できるように少し検討したいと皆様のご意見を伺いながら感じたところでございます。ありがとうございます。

もう1点ありますのでまずそこまでよろしいでしょうか。(3)の部分ですよ、ありがとうございます。今日の3つ目の課題としまして、(4)の不当な差別的言動等の定義、これちょっと先ほどから少し出てるようなところもございしますがそれから(5)の事業者の責務ということで、これも条例化をしていくにあたっての留意点、懸念されること、課題等あるかと思っておりますので、皆様の方からご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○委員

すごくシンプルな質問というか、インターネットの事業者なんですけど、府内の事業者であるか否かっていうのは、どこで区切りをつけていらっしゃるのか、何をもちって府内事業者なのか、そこはどういう考えなのかなど、実は思っています。例えば私達法律の世界だと本当にインターネットとかの話じゃなくても登記簿があるかとかね、事業所が大阪であれば大阪に支店の登記があるかとかね、何かある意味そうやって明確に登記されている、もちろんそうじゃなくても、インターネット上に所在地として大阪のどこかのビルの何階とあって、書いてある、

その場合だったら府内って見てもいいよねっていうことはあると思うんですけども、どういうふうに府内事業者というふうな捉え方をされているのか、前から聞いてみたいなと思っていたので、ちょっと聞かせてもらっていますか。

●事務局

事業者の責務規定というのは一般的に他の人権条例でも規定整備されているところですし、他の都道府県の条例でも規定されているんですが、逐条解説では、例えば府内で事業活動ないし営業活動を行っている者と書かれているところですし、府内で営業活動や事業活動されている事業者というのが線引きと申しますか規定になっていると思います。

○委員

そうすると、YouTube だとか、Twitter だとか、そういうものは府内事業者なんですか。例えば Twitter でもいいんですけど、一番ツールとして用いられているのが、Twitter なのかなと思うんですけども。Twitter なんかは、府内事業者に当たるんですか。Twitter 社、これは大阪に何か事業所か何か持ってるんですかね。

●事務局

先ほどの削除要請とかの対象になるプロバイダ事業者とちょっとややこしいと思うんですけど、ここはあくまで、事業者として、こういったインターネット上の誹謗中傷とか差別事象とこの条例の理念に、協力いただく事業者としてそういった責務という規定を置かせていただくものでございますので、これと実際に削除要請するプロバイダというのは、今でも現に Twitter とか YouTube に対して行っていますので、規定上はあくまで事業者としても、府内にある事業者としまして、この条例にご協力をいただきたいという趣旨のものでございます。

○委員

すいません、何かちょっと混ざっていた感じですね。要するに(5)は、その啓発レベルの話っていうことですよ。それをその府内の事業者さんという話なんですよ。その府内の事業者に理解と協力が不可欠っていうのは例えばその、そういう差別的な言動とかをしているところに広告を出さないとかそういうことですか。

●事務局

例えばですが、昨年度の有識者会議での意見ですが、インターネットリテラシーというのは、学校の児童生徒は授業で習っているんですけども、大人になった方の方が悪質な書き込みをされているというデータもあるようでして、そういうことを踏まえると、その学校教育だけではなしに幅広い年齢層に対して啓発が必要であるということがありましたので、併せて事業者の方にもこの従業員の方にそういったことをしないように、意識を持っていただきたいという趣旨で、ここで事業者の責務という規定を置かせていただくと考えております。

○委員

すいません、何か混乱してしまって、ありがとうございます。

◎会長

私も思っていました。ただ責務っていうのがね結構強い言葉だなと思う。そのあたり、今後の検討なんですか。この(4)について他にいかがでしょうか。(4)あたりについては、いくつかもうその前のところでもお話が

出ていますけど、その定義っていうところで、どうできるかっていう話もありましたし、そのあたり気になるところがあったらまず出していただければと思います。いかがでしょうか。

○委員

ちょうどこのお話の流れの中で、いわゆる LGBT の理解増進法の問題とかもあって、言葉遊びじゃないかなっていう部分もあるんですけど、不当な差別っていう表現ですよ。そもそも、「不当な」って付ける必要があるかっていう話があって、合理的な区別っていう言い方とか、合理的な配慮っていうふうな言い方をしたり、要するに差別じゃないという、別の対極カテゴリーとして、言葉遣い・言葉を改めて考え直したりっていうことはもちろんあるんですけどもその不当な差別的言動って、言ってしまうことで不当ではない差別的な言動とか、そういう反対解釈をしていくような、何かちょっとした修飾語がいろんな影響を与えたりすることがあるかなと思っていて、例えばその(4)○真ん中には不当な区別・排除って書いてあるんですよ。で、区別っていうのは合理性があるかどうかってことがあるので、不当な区別とか、不当な排除という言い方はあってもいいかなと思いますが、でもそれは不当な差別にするんだとか、不当だって言わずにもう差別的言動って言ってしまうってしまっただけでいいような気もしてまして。その差別の中でも不当性の中での割合的なその強弱というのかな、これくらいまでだったら差別だけど、いいかみたいな話のね、量的な表現としての不当なっていう言葉を入れてらっしゃるのか、実はちょっと人によっては受け止め方が様々ある表現だと思っています。

そういったことがその定義づけをするときに、それぞれの価値判断がややこしくなってしまうところなので、人によって価値判断や解釈のずれが生じてしまうような、修飾語はなるべく使わないっていうふうにそもそもしてほしくて、なので例えば(4)とか、全体的にそうなんですけど、「不当な」とかは、私はなくていいと思ってます。以上、これも意見なんですけども、今後部会の方とかでもいろいろ定義づけとかみんな考えていくというときには、言葉をみんながどういうふうに理解しているのかっていうことは、ちょっとみんなで思っておかなくてはいけない話かなって思いました。

◎会長

だからどうするかは別として問題提起としてはよろしいですね。だから表現をどうするかっていうことと、特に価値判断がその間に入ってしまっただけっていうことがないようにというご指摘、ありがとうございます。

もう(1)から(5)までの全体で結構ですので、何かご意見があれば出していただければと思います。

○委員

4の具体例にある国籍や性自認という言葉は、法務省や他自治体の文言には入っていないけれども、今回大阪府の条例の文言には入れようという流れになっているのかなと思います。これは有識者会議などでどういう議論がなされて、ここに具体例として入れることになったのかを教えてください。

●事務局

参考資料4の5ページをご覧くださいというんですけども、上から2つ目の法務省の処理要領には、性的指向は書かれております。三重県の条例にも性的指向や性自認という表現が書かれております。

大阪府でも令和元年に性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例を制定しておりますので、そういったこともあわせて府の施策の一貫性といいますか、今回の定義の中にも位置づけるべきでないかということで書いております。

○委員

わかりました。

◎会長

今回この5点、条例化を進めるにあたっての5点を示されました。今日のやり取りでずいぶんいろんな点が課題も見えましたし、可能性も見えたところですが、いずれにせよ完成してるものというよりはむしろこれ条例化をして更にそれを具体的にしていくときに、様々な配慮、留意というのが必要だということも今日の議論の中でも出てきたと思います。まずはこの方向性についてですね、こういう形で議論を進めてまいりましたが、今日の審議会の内容を踏まえて、次回までに事務局、私も加わりながら内容を整理して、次回の審議会で答申に向けたたたき台みたいなものを作っていくという作業を進めていっていいかどうか。大分日が限られていますので、その辺りも懸念されるところあると思いますけれども今日のお話の中で、ある程度皆様のご発言をいただきましたのでそれをもとに、次の段階に進めていっていいかどうかということについて、確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。了解いただけるようでしたら、この方向でまずは進めていくということで、もちろん今日のそのままということでないことは重々この審議会で検討しましたのでそれも踏まえて、慎重に検討して進めてまいりたいと思います。

ではご了解いただいたということでそのような形で進めさせていただきたいと思います。今日全員参加されているわけではありませんので、今日の諮問事項についてご欠席の委員にも、事務局の方からご意見を伺っていただいて、次回の審議会の先でまたそれも含めて報告しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは(1)の議題は以上ということになります。その他(2)がございしますが、何か委員の方から何かございしますか。特にこちらからは、用意はないんですね。事務局の方からございませぬ。はいでは、ありがとうございます。

それでは本日の議題は以上で終了ということになります。事務局の方に司会をお返しいたします。委員の皆さんもどうもありがとうございました。

●事務局

会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様、本日はいろいろと貴重なご意見をいただきありがとうございました。それではこれをもちまして第44回大阪府人権施策推進審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。